

平成25年度 看護職員関係予算案の概要

※医療提供体制推進事業費補助金 227億円

・都道府県が行う看護職員等確保対策、救急医療対策、地域医療対策などの事業をメニュー化

1. 看護職員の資質向上

(1) チーム医療の総合的な推進

① 看護業務の安全性等検証事業 107百万円

医師又は歯科医師の指示の下、プロトコール（手順書）に基づき、診療の補助のうち、実践的な理解力、思考力及び判断力を要し、かつ高度な専門的知識及び技能をもって行う必要のある行為を行おうとする看護師の研修制度の具体的な検討に向けて看護業務の実施状況の検証を行う。

② 看護職員専門分野研修事業（団体分） 32百万円 （都道府県分）※

高度な技術を有する認定看護師の養成研修などに対する支援を行う。

③ 協働推進研修事業※

医師と看護師などの協働と連携を促進するための看護職員の研修に対する支援を行う。

④ 看護補助者活用推進事業※ 新規

看護補助者の活用・質の向上を図り、看護サービス全体を向上させるため、看護管理者を対象とした研修に対する支援を行う。

(2) 看護職員の資質向上推進事業

① 新人看護職員研修事業※

新人看護職員研修ガイドラインによる研修体制の充実を図るため、病院等が実施する新人看護職員研修や、都道府県が実施する教育担当者研修などに対する支援を行う。

② 専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師の育成※

がん及び糖尿病の患者の看護ケアを充実するための研修に対する支援を行う。

③ 看護教員等の養成支援※

看護教員の質の向上と確保を図るため、看護教員養成講習会、実習指導者講習会及び看護教員の経験に応じた継続研修に対する支援を行う。

また、看護教員養成において通信制教育（eラーニング）の実施のための支援を行う。

（9百万円）

2. 看護職員の離職の防止・復職の支援

(1) 看護職員等の勤務環境の改善に向けた支援

① 病院内保育所運営事業※

子供を持つ看護職員や女性医師などの離職防止及び復職支援のため、病院内保育所（民間）の運営（24時間保育、病児等保育等を含む）に対する支援を行う。

② 看護職員の就労環境改善事業*

看護職員の「雇用の質」向上のため、ワークライフバランスの観点から就労環境改善のための相談窓口設置や多様な勤務形態の整備のための研修事業に対する支援を行う。

③ 看護職員就業相談員派遣面接相談モデル事業* 新規

各都道府県ナースセンターに勤務する就労支援相談員が各都道府県ハローワークと協働して実施する、求職者の就労相談や求人医療機関との調整などに対する支援を行う。

(2) 看護職員確保対策の総合的推進

① 看護職員確保対策特別事業（団体分） 53百万円 （都道府県分）*

看護職員の離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策に関する取組に対する支援を行う。

② 院内助産所・助産師外来助産師等研修事業*

院内助産所・助産師外来の医療機関管理者及び助産師への研修に対する支援を行う。

(3) 潜在看護職員の復職支援等

① 中央ナースセンター事業 114百万円

求人・求職情報の提供などの潜在看護職員の再就業の促進を図るナースバンク事業等に対する支援を行う。

② 看護職員就業相談員派遣面接相談モデル事業*（再掲）

③ 潜在看護職員復職研修事業*

潜在看護職員の復職を促進するための臨床実務研修等に対する支援を行う。

3. 養给力(看護学生の育成)の確保

(1) 看護師等養成所運営事業 4,509百万円

看護師等養成所（民間立）の運営に対する支援を行う。

注）看護師養成所修業年限延長促進、准看護師養成所から看護師養成所（3年制）への設置支援、助産師養成所開校促進等含む

(2) 看護教員等の養成支援*（再掲）

4. その他

(1) 設備整備事業*

① 看護師等養成所初度設備整備・教育環境改善設備整備事業（公的立及び民間立分）

② 院内助産所・助産師外来設備整備事業（公的立及び民間立分）

(2) 施設整備事業 医療提供体制施設整備交付金40億円の内数

① 病院内保育所施設整備事業、院内助産所・助産師外来施設整備事業（公的立及び民間立分）

② 看護師等養成所施設整備・修業年限延長整備事業（民間立分）

③ 看護師勤務環境改善施設整備事業、看護師宿舍施設整備事業（民間立分）

④ 看護教員養成講習会施設整備事業（公的立及び民間立分）

(3) 経済連携協定（EPA）に伴う外国人看護師受入関連事業

① 外国人看護師受入支援事業・外国人看護師候補者学習支援事業 154百万円

② 外国人看護師候補者就労研修支援事業*

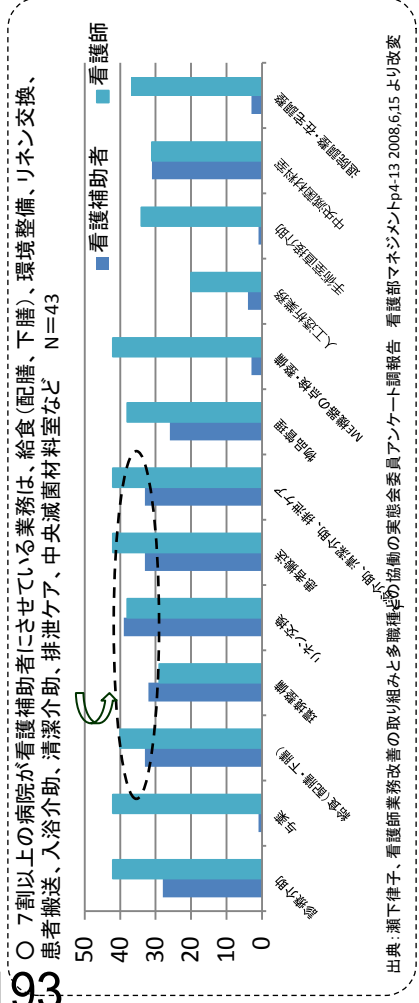
看護補助者の活用を推進、協働・連携を強化し、看護サービスの充実を図ることにより看護サービスの質を向上させ、医療サービス全体の向上に貢献するとともに、看護職員の業務整理を進め、負担を軽減することにより看護職員の雇用の質の向上を図る。

(補助先) 都道府県 (補助率) 定額(1/2相当) (基準単価) 328千円/か所 (対象経費) 謝金等

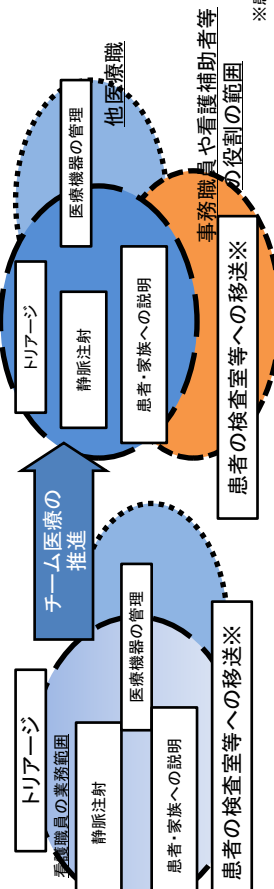
背景・課題

- 看護職員の看護業務を補助する職員の配置に対する診療報酬上の評価
→ 今後医療機関においては、看護職員の負担軽減や雇用創出の面からも、さらなる看護補助者の雇用
- 医療サービスの向上
→ 看護職員の業務整理を進め、看護補助者との協働・連携の強化により、看護職員の負担を軽減すべき状況
- 安全性の担保
→ 看護補助者による検査室への患者移送時等に患者に異変が出現した際、適切に対処するなど安全性の担保が必要

183



<看護職員の業務整理のイメージ>



※診療報酬上の看護補助者の業務

「看護補助者は、看護師長及び看護職員の指導の下に、原則として療養生活上の世話(食事、清潔、排泄、入浴、移動等)のほか、病室内の環境整備、ベッドメーカーキング、看護用品及び消耗品の整理整頓等の業務を行うこととする。」
(病院の入院基本料等に関する施設基準4-(6)-(イ))

看護補助者と協働・連携強化

点滴中の患者への清拭※

点滴中の患者の移送※
(ストレッチャ、車椅子)

看護サービスの強化
提供体制の強化

看護職員の負担軽減

※患者の状態を看護職員が総合的に判断し、看護職員が看護補助者が協働・連携して行う

看護職員就業相談員派遣面接相談モデル事業

平成25年度予算案

医療提供体制推進事業費補助金227億円の内数

【事業概要・内容】

就業を希望している看護職員が、自ら希望する医療機関に就職でき短期間で離職することのないよう、就業相談や求人医療機関、研修機関との調整を行うため看護職員就業相談員をハローワークへ派遣するとともに、各都道府県ナースセンターに勤務する看護職員就業相談員を各都道府県ハローワークで実施している医療機関を対象とした「求職者のツア一面接会事業」へ同行させるなど、就業相談や求人医療機関との調整等の業務等の業務を行う。

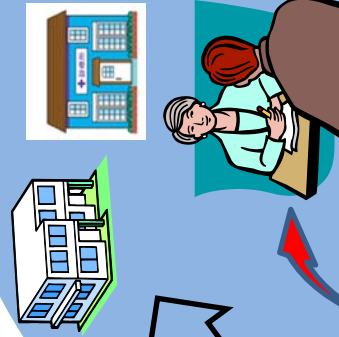
(派遣先) ハローワーク・面接を行う医療機関等
 (対象経費) 旅費等
 (算定単価) 361千円

ツア一面接会事業（ハローワーク実施）：
 福祉人材コーナーを有するハローワークの専門相談員が実際に福祉施設等に赴いて求職者の求職活動をサポート
 求職者は現地集合、現地解散
 マッチング率 30.6%（他の取組は10%前後）

求職者



現地集合・現地解散



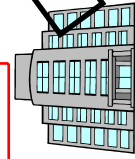
施設内見学・概要説明

↓
終了後面接

↓
就職

マッチング率
向上

ハローワーク
（福祉人材コーナー）



求職活動をサポート

（業務委託）

ツア一面接会事業への同行旅費、
連絡費用等を補助

都道府県ナースセンター

人件費は一般財源化済（H10）

都道府県ナースセンター（概要）

都道府県ナースセンター 47か所（看護職員確保対策との拠点として無料職業紹介などの事業を行う機関）

業務 【人材確保法第15条】

都道府県センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 病院等における看護師等の確保の動向及び就業を希望する看護師等の状況に関する調査を行うこと。
- 二 訪問看護（傷病者等に対し、その者の居宅において看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。）その他の看護についての知識及び技能に関し、看護師等に対して研修を行うこと。
- 三 前号に掲げるもののほか、看護師等に対し、看護についての知識及び技能に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 四 第十二条第一項に規定する病院その他の病院等の開設者、管理者、看護師等確保推進者等に対し、看護師等の確保に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 五 看護師等について、無料の職業紹介事業を行うこと。
- 六 看護に関する啓発活動を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、看護師等の確保を図るために必要な業務を行うこと。

公共職業安定所との連携 【人材確保法第16条】

都道府県センターは、公共職業安定所との密接な連携の下に前条第五号に掲げる業務を行わなければならない。